

京都市立堀川高等学校振興会会則

第1章 総則

第1条 本会は京都市立堀川高等学校振興会と称する。

第2条 本会の事務所は京都市立堀川高等学校（京都府京都市中京区東堀川通錦小路上る四坊堀川町622番地の2）に置く。

第3条 本会は京都市立堀川高等学校の教育振興及び教育条件整備等に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第5条 本会の会員は正会員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 正会員は京都市立堀川高等学校在籍生徒の保護者とする。
- 3 賛助会員は本会の活動に賛同し会費を納入した者とする。

第2章 役員

第6条 本会に役員として会長、副会長、理事及び会計を置く。

第7条 会長は京都市立堀川高等学校PTA（以下「PTA」という。）会長をもって充てる。

- 2 副会長はPTA副会長及び同校長をもって充てる。
- 3 理事はPTA庶務、同学年委員長、同環境整備委員長、同生涯学習委員長、同広報委員長、同環境整備委員、同生涯学習委員、同広報委員、同副校長及びPTA規約第8条第5項に規定する教職員側役員をもって充てる。
- 4 会計はPTA会計及び同事務長をもって充てる。
- 5 会長は本会を代表し会務を総括する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の任務を代行する。
- 7 理事は会長の指示を受け会務を処理する。
- 8 会計は会計事務を管理する。

第8条 役員の任期はPTA役員の任期に準じる。

第3章 総会

第9条 総会は年1回開催し、会長が招集する。

- 2 総会は会務、事業、会計その他必要な事項について審議する。
- 3 総会の招集は電磁的方法（電子メール等）で行うことができる。

第10条 総会は正会員の3分の1以上の出席をもって成立する。

2 前項において委任状を提出した者は出席者とみなす。

第 11 条 総会の議事は出席者の過半数によって決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項において、会則の変更は総会出席者の 3分の2以上の賛成を要する。

第 12 条 総会開催が困難な場合、役員会の決裁をもって総会議決に代えることができるものとする。

2 前項の場合、会長は可及的速やかに総会を開催して事後承認を受けなければならない。

第 13 条 会長は第 4 章に定める役員会が必要と認めて請求した場合又は正会員の 10 分の 1 以上が請求した場合若しくは第 6 章に定める監事が請求した場合、請求のあった日から 2 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

2 臨時総会の成立要件及び議決は総会に準じる。

第 14 条 総会及び臨時総会はウェブ会議で実施することができる。

第 4 章 役員会

第 15 条 本会に役員会を置く。

第 16 条 役員会は第 7 条に定める役員をもって構成し、事業の計画、執行に関する意思決定及び規程の制定を行う。

2 役員会は随時会長が招集する。

第 5 章 会計

第 17 条 本会の経費は入会金、会費及び寄付金によってまかなう。

2 本会の入会金は 2,000 円とする。

3 本会の会費は正会員について年額 4,000 円、賛助会員について 1 口 1,000 円を 1 口以上とする。

第 18 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 19 条 会員は会計諸帳簿を閲覧することができる。

第 6 章 監事

第 20 条 本会に監事を 2 名置く。

第 21 条 監事は次の職務を行う。

- 一 本会の会計事務を監査すること
- 二 会計事務について不正の事実を発見したときに総会又は臨時総会に報告すること
- 三 前号の事案を報告するため必要があると認めるときは臨時総会の招集を請求すること

と

第 22 条 監事は P T A 監事をもって充てる。

附 則

第 1 条 本会則は平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

第 2 条 本会則は令和 6 年 5 月 18 日から施行する。

第 3 条 本会則は令和 7 年 3 月 8 日から施行する。